

2025年9月26日
四国交通株式会社

行政処分のご報告について(お詫び)

弊社は、国土交通省四国運輸局より下記の処分を受けたことをご報告させていただきます。これは、弊社が貸切バスの営業区域外の設定について変更の認可を受けていないことを端緒として実施された監査において、法令違反が認められたことによるものでございます。

弊社をご利用いただいているお客さまをはじめ、関係する皆様には、多大なるご心配とご迷惑おかけしたことを、心よりお詫び申し上げます。

今回の処分を厳粛に受け止め、信頼回復と法令を遵守する組織運営を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 処分の内容

警告

2. 処分を受けた日

2025年9月24日

3. 事象の概要

2025年8月24日の運行において、当社観光バス2両が、香川県内を発着地とする貸切運行を行いました。貸切バスの営業区域外の設定について変更の認可を受けていなかったものであります。

4. 再発防止策について

今回の事象は、業務に関する管理体制の不備により、運行するにあたって必要であった認可の申請を失念したことを起因しております。よって今後は、貸切受注時の業務フローを見直し、特別な運行がある場合は、受注時点で確認事項として貸切受注システムへ記載を行うとともに、運行についての情報を、経営トップを含め共有する機会を定期的に設定することで、再発防止に努めてまいります。

以上